

八潮市議会基本条例(素案)に対する意見募集の結果

1 意見募集の概要

① 募集期間

平成31年2月1日(金)～平成31年2月28日(木)

② 対象者

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他団体
- ・市内に事務所または事業所に勤務する方
- ・市内の学校に在学する方

③ 広報の方法

- ・市役所(840情報資料コーナー・議会事務局)、駅前出張所、八幡図書館、八條公民館、資料館、ゆまにて、文化スポーツセンター、エイトアリーナ、保健センター、八潮メセナ、やしお生涯学習館に配架
- ・議会ホームページ

④ 意見の提出方法

議会事務局窓口、郵送、ファクシミリ、電子メール等

2 意見募集の結果

① 人数2名(内訳:電子メール2名)

② 件数13件

※いただいたご意見につきましては、議会運営委員会で慎重に審議いたしました。ありがとうございました。

	意見	市議会の考え方	
前文	「市長とともに市民から選ばれた二元代表制の一翼を担う機関として」と表記しているのを「市長とともに市民から選ばれた日本国憲法に基づく二元代表制の一翼を担う機関として」と表記するべきと思います。	日本国憲法を根拠に議会が存在することは、前文冒頭(市議会は、日本国憲法により地方自治の本旨の実現を目指すために定められた議事機関であり、)に表記しているため、素案のとおりといたします。	具体的な内容は第1条以下の条文に規定いたします。
	「市長その他の執行機関の事務執行に対する監視、政策の提言、市民への情報提供等に努め、」と表記を「市長その他の執行機関の事務執行に対する監視、調査、政策立案、立法の機能強化」と表記するべきと思います。	「監視」には「調査」が、「政策の提言」には「政策立案、立法の機能強化」が包含されると考えますので、素案のとおりといたします。	

	昨今世論が求めている情報公開についての表現が「市民への情報提供等に努め、」だけでは乏しいので「積極的な情報公開を率先して行い、より一層市民に開かれた議会を実現しなければならない。」と表記するべきと思います。	「情報公開」や「開かれた議会」については、第2条第1号や第4条に同様の趣旨の規定があるため、素案のとおりといたします。
第1章 総則		
第1条 目的	恣意的に条例、規則等を改正、制定できないようにするために、条文に「この条例の趣旨に反した議会運営に関する条例、規則等を制定してはならない。」を追記するべきと思います。	第19条に同様の趣旨の規定があるため、素案のとおりといたします。
第2条 議会の責務と活動原則		
第3条 議員の責務と活動原則	他市町村議会と比較し、議員立法提案が少ないと思います。条文に「議員立法による積極的な条例提案を行うよう努めること」を追記するべきと思います。	第2条第2号に規定する議会の活動原則では「市民の多様な意見を市政に反映させる」との規定があり、この表現に「議員立法」が包含されると考えますので、素案のとおりといたします。
	条文に「分かりやすい言葉、表現を用いた議会運営に努めること」を追記するべきと思います。	第2条第4号に同様の趣旨の規定があるため、素案のとおりといたします。
	条文に「市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市政に反映させるための議会運営を目指すこと。」を追記するべきと思います。	第2条第2号に同様の趣旨の規定があるため、素案のとおりといたします。
	議員相互間の討議が少ないまま議案等が採決される事例が聞かれるので、条文に「議員相互間の討議を十分に尽くして、合意形成に努めること」を追記するべきと思います。	第3条第1号に同様の趣旨の規定があるため、素案のとおりといたします。
第2章 市民と議会の関係		
第4条 市民参加及び市民との連携	議会報告会について →報告会の内容が漠然としすぎているため、最低でも年2回などの規定を設ける必要がある。	報告会の回数の設定につきましては、これまで多くの協議をした中で素案のとおりとしております。ご意見につきましては運用する際の参考とさせていただきます。
第5条 広報		
第3章 議会と執行機関の関係		
第6条 議決事件		
第7条 反問権		
第8条 議会審議における論点情報の形成		

第4章 議会の機能強化		
第9条 多様性の尊重		
第10条 専門的識見の活用		
第11条 議員研修の充実強化	議員研修について →本文では「議会研修を実施する」となっているが、実施するだけでなく、議員研修の充実強化を図り、さらにこの条例の理念を議員に浸透させ研修結果、その成果についても報告することを義務付ける必要があるのではないのでしょうか。	議員研修は、「充実強化」に沿った表現が望ましいと考えます。目的は議員のスキルアップであり、素案のとおりで表現できていると考えますので、素案のとおりといたします。
第12条 議会図書室の充実強化	議会図書室について →議会図書室の存在と利用方法について市民に周知されておらず、議会と市民をつなぐためにも十分活用され開かれたものにするよう条例に規定することを望みます。	本市の議会図書室は、市民の皆さんがイメージする一般の図書館のような場所となっておりませんので、素案のとおりといたします。今後、公開できるような状況になりましたら検討いたします。
第13条 議会事務局		
第14条 防災		
第15条 予算の確保		
第5章 議員の政治倫理		
第16条 議員の政治倫理		
第17条 政務活動費	政務活動費について → 本文では「用途の透明性の確保に努めなければならない」と記載されていますが、透明性の確保に努めることはもちろん、「政務活動費」は市民の税金から支給される以上、用途については、いつでも誰でも見られるように、ネット公開を義務付ける必要がある。 「政務活動費の収支報告書、領収書等の証拠書類、会計帳簿は、積極的に公表しなければならない。」とする内容と「政務活動費に関する条例の制定、改正の必要が出てきた場合に議会内で十分に検討する。」との内容の2点については情報公開の基本となる内容であると思いますので、本条例に明記するべきと思います。	政務活動費の具体的な内容については「議会基本条例」から「八潮市議会政務活動費の交付に関する条例」に委任する形とするため、素案のとおりといたします。ご意見につきましては運用する際の参考とさせていただきます。
第6章 雑則		
第18条 議会改革の推進		
第19条 他の条例との関係		
第20条 検討		
附則		